

○静岡大学一時保育支援制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡大学男女共同参画推進室規則第3条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）における一時保育支援制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、本学の教職員のうち研究活動等の実施及びワーク・ライフ・バランスの確保のために一時保育の利用を必要とする者に対し、一時保育の利用に係る料金を補助することにより、研究活動の支援及びワーク・ライフ・バランスの増進を図り、男女共同参画社会の推進に資することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 本制度による支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則及び国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける者とする。

(支援の条件)

第4条 支援対象者は、次の各号のいずれかの一時保育を依頼した場合であって、かつ、当該一時保育の利用に係る料金を本人が負担した場合に限り、予算の範囲内で本制度の支援を受けることができるものとする。

- (1) 静岡大学多目的保育施設において、本学と出張保育サービスに係る協定を締結した業者（以下「出張保育事業者」という。）が行う一時保育
- (2) 支援対象者が委託した保育事業者が行う一時保育

(支援内容)

第5条 本制度における支援は、支援対象者が出張保育事業者又は保育事業者に支払った一時保育の利用に係る料金の2分の1を上限として補助する。ただし、支援対象者が他の補助制度を利用した場合には、出張保育事業者又は保育事業者に支払った一時保育の利用に係る料金から当該補助金額を控除して得た額の2分の1を上限として補助する。

2 一の支援対象者に対する一の年度における補助の限度額については、男女共同参画推進室長（以下「室長」という。）が別に定める。

(申請手続)

第6条 本制度の支援を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、一時保育利用後速やかに一時保育支援制度利用申請書（別紙様式1）及び次の各号に掲げる書類を室長に提出するものとする。

- (1) 一時保育のためにかかった保育費の領収書等
- (2) 他の補助制度による補助金額を証する書類（交付決定通知等の写し等）

(補助金額の決定等)

第7条 室長は、前条の規定に基づき利用希望者が提出した書類を確認の上、予算の範囲内で補助金額を決定し、決定後速やかに利用希望者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、男女共同参画推進委員会の議を経て、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

別紙様式1(第6条関係)

[別紙参照]